

○厚生労働省告示第四百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病を次のように定める。

平成二十六年十二月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 I g A腎症
- 二 亜急性硬化性全脳炎
- 三 アジソン病
- 四 アミロイドーシス
- 五 ウルリッヒ病
- 六 HTLV－1関連脊髄症
- 七 ADHD分泌異常症

- 八 遠位型ミオパチー
- 九 黄色靱帯骨化症<sup>じん</sup>
- 十 潰瘍性大腸炎
- 十一 下垂体前葉機能低下症
- 十二 加齢性黄斑変性症
- 十三 肝外門脈閉塞症
- 十四 関節リウマチ
- 十五 肝内結石症
- 十六 偽性低アルドステロン症
- 十七 偽性副甲状腺機能低下症
- 十八 球脊髄性筋萎縮症
- 十九 急速進行性糸球体腎炎
- 二十 強皮症
- 二十一 巨細胞性動脈炎
- 二十二 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症<sup>ぜん</sup>
- 二十三 ギラン・バレ症候群

- 二十四 筋萎縮性側索硬化症
- 二十五 クッシング病
- 二十六 クリオピリン関連周期熱症候群
- 二十七 グルココルチコイド抵抗症
- 二十八 クロウ・深瀬症候群
- 二十九 クローン病
- 三十 結節性硬化症
- 三十一 結節性多発動脈炎
- 三十二 血栓性血小板減少性紫斑病
- 三十三 原発性アルドステロン症
- 三十四 原発性硬化性胆管炎
- 三十五 原発性高脂血症
- 三十六 原発性側索硬化症
- 三十七 原発性胆汁性肝硬変
- 三十八 原発性免疫不全症候群
- 三十九 顕微鏡的多発血管炎

- 四十 硬化性萎縮性苔癬<sup>たいせん</sup>
- 四十一 好酸球性筋膜炎
- 四十二 好酸球性消化管疾患
- 四十三 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
- 四十四 後縦靭帯骨化症<sup>じん</sup>
- 四十五 甲状腺ホルモン不応症
- 四十六 拘束型心筋症
- 四十七 広範脊柱管狭窄症<sup>きやく</sup>
- 四十八 抗リン脂質抗体症候群
- 四十九 コステロ症候群
- 五十 骨髓異形成症候群
- 五十一 骨髓線維症
- 五十二 ゴナドトロピン分泌亢進症<sup>こう</sup>
- 五十三 混合性結合組織病
- 五十四 再生不良性貧血
- 五十五 再発性多発軟骨炎

- 五十六 サルコイドーシス
- 五十七 シェーグレン症候群
- 五十八 C F C 症候群
- 五十九 色素性乾皮症
- 六十 自己貪食空胞性ミオパチー
- 六十一 自己免疫性肝炎
- 六十二 自己免疫性溶血性貧血
- 六十三 視神経症
- 六十四 若年性肺気腫
- 六十五 シヤルコー・マリー・トウース病
- 六十六 重症筋無力症
- 六十七 シュワルツ・ヤンペル症候群
- 六十八 神経性過食症
- 六十九 神経性食欲不振症
- 七十 神経線維腫症
- 七十一 神経有棘<sup>きよく</sup>赤血球症

- 七十二 進行性核上性麻痺<sup>ひ</sup>
- 七十三 進行性骨化性線維形成異常症
- 七十四 進行性多巢性白質脳症
- 七十五 ステイーヴンス・ジョンソン症候群
- 七十六 スモン
- 七十七 正常圧水頭症
- 七十八 成人スチル病
- 七十九 成長ホルモン分泌亢進症<sup>こう</sup>
- 八十 脊髄空洞症
- 八十一 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
- 八十二 脊髄性筋萎縮症
- 八十三 全身型若年性特発性関節炎
- 八十四 全身性エリテマトーデス
- 八十五 先天性QT延長症候群
- 八十六 先天性魚鱗癬<sup>りんせん</sup>様紅皮症
- 八十七 先天性筋無力症候群

- 八十八 先天性副腎低形成症
- 八十九 先天性副腎皮質酵素欠損症
- 九十 大脳皮質基底核変性症
- 九十一 高安静脈炎
- 九十二 多系統萎縮症
- 九十三 多発血管炎性肉芽腫症
- 九十四 多発性硬化症／視神経脊髄炎
- 九十五 多発性嚢胞腎のう
- 九十六 遅発性内リンパ水腫
- 九十七 チャーヅ症候群
- 九十八 中毒性表皮壊死症
- 九十九 腸管神経節細胞僅少症
- 百 TSH受容体異常症
- 百一 TSH分泌亢進症こう
- 百二 TNF受容体関連周期性症候群
- 百三 天疱瘡ほうそう

- 百四 特発性拡張型心筋症
- 百五 特発性間質性肺炎
- 百六 突発性基底核石灰化症
- 百七 特発性血小板減少性紫斑病
- 百八 特発性血栓症
- 百九 特発性大腿骨頭壊死症
- 百十 特発性門脈圧亢進症
- 百十一 特発性両側性感音難聴
- 百十二 突発性難聴
- 百十三 難治性ネフローゼ症候群
- 百十四 膿疱性乾癬
- 百十五 囊胞性線維症
- 百十六 パーキンソン病
- 百十七 バージヤ病
- 百十八 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
- 百十九 肺動脈性肺高血圧症

- 百二十 肺胞低換気症候群
- 百二十一 バッド・キアリ症候群
- 百二十二 ハンチントン病
- 百二十三 汎発性特発性骨増殖症
- 百二十四 肥大型心筋症
- 百二十五 ビタミンD依存症二型
- 百二十六 非典型溶血性尿毒症症候群
- 百二十七 皮膚筋炎／多発性筋炎
- 百二十八 びまん性汎細気管支炎
- 百二十九 肥満低換気症候群
- 百三十 表皮水疱症<sup>ほう</sup>
- 百三十一 ファイツシャー症候群
- 百三十二 封入体筋炎
- 百三十三 ブラウ症候群
- 百三十四 プリオン病
- 百三十五 PRL分泌亢進症<sup>こう</sup>（高プロラクチン血症）

- 百三十六 ベスレムミオパチー
- 百三十七 ベーチエツト病
- 百三十八 ペルオキシソーム病
- 百三十九 発作性夜間へモグロビン尿症
- 百四十 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
- 百四十一 慢性血栓性肺高血圧症
- 百四十二 慢性膵<sup>すい</sup>炎
- 百四十三 慢性特発性偽性腸閉塞症
- 百四十四 ミトコンドリア病
- 百四十五 メニエール病
- 百四十六 網膜色素変性症
- 百四十七 もやもや病
- 百四十八 ライソゾーム病
- 百四十九 ランゲルハンス細胞組織球症
- 百五十 リンパ脈管筋腫症
- 百五十一 ルビンシュタイン・テイビ症候群

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる疾病にかかっている者であつて、この告示の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条に規定する支給決定、同法第五十一条の五に規定する地域相談支援給付決定、同法第五十二条第一項に規定する支給認定、同法第七十六条第一項に規定する補装具費の支給の決定若しくは同法第七十七条若しくは第七十八条に規定する地域生活支援事業による支援又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の五に規定する通所給付決定若しくは同法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けているもの又は受けたことがあるものについては、次に掲げる疾病は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定めるものとみなす。

一 劇症肝炎

二 重症急性膵<sup>すい</sup>炎